

もう乗らない。でも、**所有している限り** 軽自動車税がかかります！



なぜ、乗らなくても課税されるの？

A. 所有していれば課税される税金で、
使用しないことによる一時的な抹消ができる制度がないから

使用していなくても、**車両を所有していれば課税されます。**

軽自動車税（種別割）は、車両の所有に対して課税される税金です。
これは、地方税法・丹波篠山市税条例で定められています。

【根拠法令】

- 地方税法（軽自動車税の納税義務者等）第443条
軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、（中略）当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、（中略）
当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。
- 丹波篠山市税条例 第3節 軽自動車税（軽自動車税の納税義務者等）第80条
軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、（中略）当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

車両によっては、例外的に所有しながらでも使用しない場合に、一時的に登録抹消できる制度がありますが、
原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕車等）には一時抹消のような制度はありません。

一時抹消のような手続きが可能な車両の例

- 普通自動車
- 検査対象軽自動車（4輪の軽自動車、250cc～バイク等）
- 検査対象外軽自動車（125～250ccバイク等）

※道路運送車両法および道路運送車両法施行規則

原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕車等）には
一時抹消のような手続きを認める法律等がありません。

注意

原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕車等）を所有しているにもかかわらず廃車するなど偽りまたは不正の申告等により軽自動車税（種別割）の課税を免れた場合は、地方税法463条の22の規定により100万円以下の罰金刑が課される場合があります。

関係法令

地方税法

(軽自動車税に関する用語の意義)

第四百四十二条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境性能割 三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税をいう。
- 二 種別割 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。
- 三 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。
- 四 原動機付自転車 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車のうち、原動機により陸上を移動させることを目的として製作したものをいう。
- 五 軽自動車 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものを含む。）をいう。
- 六 小型特殊自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。
- 七 二輪の小型自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車のうち、二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）をいう。

「所有」に対し課税される

(軽自動車税の納税義務者等)

第四百四十三条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村が課する。

(種別割の賦課期日)

第四百六十三条の十六 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第四百六十三条の十九 種別割の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)

第四百六十三条の二十 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第四百六十三条の二十一 市町村は、種別割の納税義務者又は第四百四十四条第一項に規定する軽自動車等の売主が第四百六十三条の十九の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(種別割の脱税に関する罪)

第四百六十三条の二十二 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

虚偽の申告には罰則がある

丹波篠山市税条例

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

(中略)

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

所有者でなくなったときに廃車できる

道路運送車両法

(登録の一般的効力)

第四条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

第十六条 登録自動車の所有者は、前二条に規定する場合を除くほか、その自動車を運行の用に供することをやめたときは、一時抹消登録の申請をすることができる。

第六十九条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(中略)

4 車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者は、当該自動車を運行の用に供することをやめたときは、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納して自動車検査証返納証明書の交付を受けることができる。

おもに普通自動車

検査対象軽自動車
・軽四輪
・小型二輪
(250cc-バイク)
etc

道路運送車両法施行規則

(検査対象外軽自動車)

第三十五条の二 法第五十八条第一項の国土交通省令で定める軽自動車は、次の各号に掲げる軽自動車とする。

- 一 二輪の軽自動車

(軽自動車届出済証の返納等)

第六十三条の六 検査対象外軽自動車の使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該軽自動車届出済証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

(中略)

- 二 検査対象外軽自動車の使用を廃止したとき。

検査対象外軽自動車
・軽二輪
(125-250cc バイク)